

アフリカの平和活動——パターン、課題、見通し

ポール・ウィリアムズ

序論

本論では、アフリカにおける平和活動の主な傾向と、活動が直面する主要な課題、その効果の拡大に向けた見通しについての分析と概観を提示する。「平和活動」とは、国際連合（以下国連）による授権の有無は問わないが、和平プロセスの支援により武力紛争防止を支援すること、停戦または和平合意の遂行を監視または支援する手段として資すること、安定的平和を構築するために停戦、和平合意または国連安全保障理事会（以下安保理）の意志を強制することのいずれかを明示的なマンデートとして有する軍事・警察要員（部隊、軍事オブザーバー・専門家、警察）の派遣と定義される。アフリカとは、アフリカ連合（AU）の加盟 54 カ国とモロッコからなるアフリカ大陸全体を指すものとする。

本論は 3 つの節から構成される。第 1 節では、主に 2000 年以降の動向に注目し、アフリカにおける平和活動に見られる顕著なパターンを概観する。アフリカ大陸での平和活動の件数、活動地、規模、主たるマンデートをまとめたくうえで、そこに現在認められる主なパターンについて 6 つの命題を提示する。第 2 節では、これらの活動が戦略レベルおよび運用レベルで直面してきたいくつかの共通の問題を検証する。戦略レベルでは、紛争解決のための政治戦略の策定や複数の国際アクター間の調整に関する問題、期待と対応能力のギャップ、十分な持続可能かつ予測可能な財源の確保に関する問題がある。運用レベルでは、平和活動は部隊の活動を可能にするあるいはその効果を高める諸能力や文民面の能力が不十分であることが多い、文民保護、治安、法の支配に関するマンデートの実施に苦慮する、武力行使や治安部門改革（SSR）の推進に関わる問題がしばしば生じる、早期展開の確保に問題があるといった課題がある。

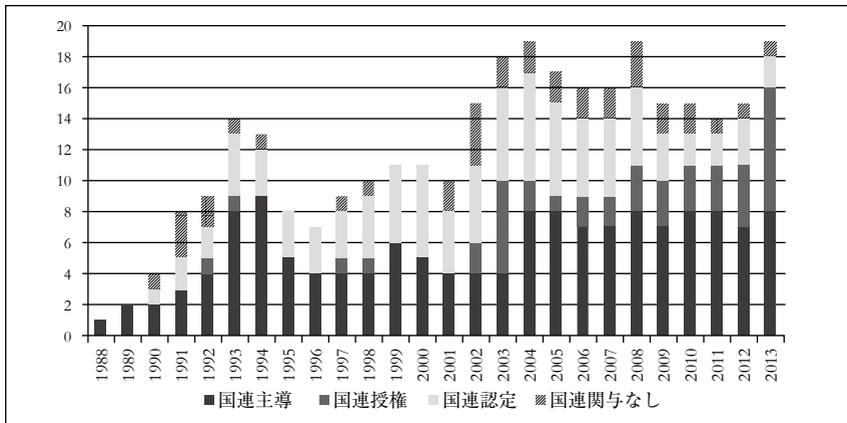
最後の節では、5 つの主要分野における取り組みを強化する必要性を指摘しつつ、アフリカにおける平和活動の効果を高める可能性を評価する。5 つの分野と

は、平和活動に関与する国際アクター間のより効果的なパートナーシップの必要性、ミッションの財源に関わる種々の問題の解決、種類の異なるミッション間の移行の円滑化、平和維持活動（PKO）要員の文民保護能力の向上、および平和活動を各活動地域における紛争解決のための効果的戦略と関連づけることである。

パターン

アフリカの平和活動にはどのようなパターンが見られるのだろうか。アフリカでは1947年から2013年までに90の平和活動が実施された（付表Aに一覧を示す）¹。このうち77は1990年以降に展開され、47は2000年以降に開始されている。図1は、1988年以降のこれらの活動の変遷を示したものである。ここでは、活動を国連主導、国連授権、国連認定、国連関与なしの4種類に大別している。派遣先国はアフリカの29カ国（西サハラをいれれば30カ国）である²。

図1 アフリカにおける平和活動の数と種類（1988～2013年）



¹ 同期間の世界の平和活動総数は175である。次を参照。Alex J. Bellamy and Paul D. Williams, “Trends in Peace Operations, 1947-2013” in Joachim Koops et al (eds.), *The Oxford Handbook of United Nations Peacekeeping Operations* (Oxford University Press, forthcoming 2015).

² アンゴラ、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、エリトリア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、リベリア、リビア、マリ、モロッコ/西サハラ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ。

以下にこれらの活動に関する6つの命題を、特に21世紀に入ってからの動向に注目しながら概説する。

命題1：アフリカでの大規模武力紛争に対しては、世界平均以上に通例的に平和活動が実施されている

1947年から2013年までの間に、アフリカでは47件の戦争が発生した(付表Bに一覧を示す)。世界の他の諸地域と比べると、アフリカでの大規模武力紛争には通例的に平和活動が展開されている(一貫して50%以上)(表1を参照)³。平和活動の大半は1990年代から2000年代に勃発した戦争に対応したものである(大陸内の全戦争の約46%、平和活動総数の35%)。1990年以降、国際社会がアフリカでの大規模武力紛争への対応の一環として平和活動を展開した確率は70%以上である。さらに2000年から2013年にかけては、アフリカで新たに発生した戦争に対し83%の確率で5年以内に平和活動が開始されている。2000年以降、アフリカでの大規模武力紛争で平和活動の対象とならなかったのは、ナイジェリア各地での部族間抗争(2004年～)とリビア内戦(2011年)の2件のみで、後者に対しては人道的軍事介入が行われた。

表1 アフリカにおける戦争と平和活動(1946～2013年)

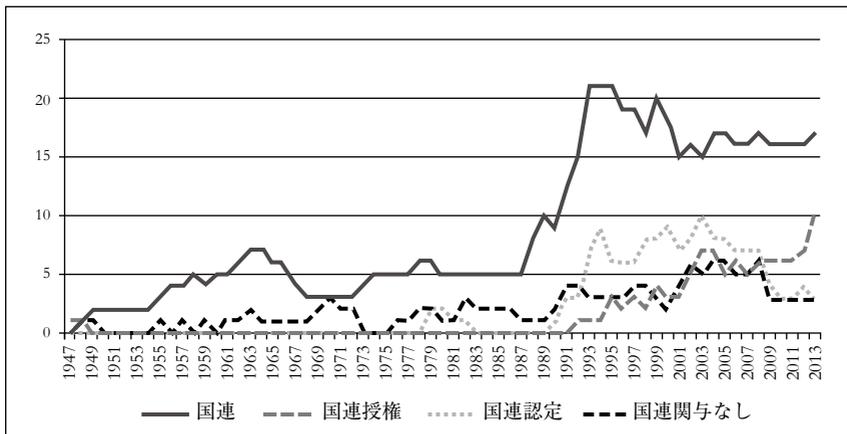
年代	戦争発生数	対応のため平和活動が展開した戦争数	対応のため平和活動が展開した戦争数(5年以内)
1940年代	0	0	0
1950年代	1	1(100%)	1(100%)
1960年代	8	4(50%)	2(25%)
1970年代	9	7(78%)	2(25%)
1980年代	3	2(66%)	1(33%)
1990年代	15	11(73%)	8(53%)
2000年代	7	6(86%)	6(86%)
2010年代	5	4(80%)	4(80%)
合計	48	35(73%)	24(50%)

³ 全世界のデータと分析については次を参照。Bellamy and Williams, "Trends in Peace Operations, 1947-2013."

命題 2：国連は一貫してアフリカにおける PKO の中心である

図 2 が示すように、このパターンは世界の PKO における国連の支配的地位と合致するが、33 の国連主導の活動が展開されているアフリカにも同様に当てはまる（図 1 と表 2 を参照）。1993 年 10 月のモガディシュでの「ブラックホーク・ダウン」事件の余波を受け、欧米主導でアフリカの PKO からの撤退が行われたが、その後 1999 年以降、国連は先例のない規模でアフリカ大陸に戻ってきた。以来、国連活動の多くには多数の軍事・警察要員（1 万人以上）が関与している。本稿執筆時点（2014 年 10 月）で、国連が承認したアフリカの PKO 制服要員数は過去最高の 10 万 8 千人以上にのぼる⁴。

図 2 世界の平和活動の数と種類（1947～2013 年）



次に多い種類のミッションは国連認定、すなわち、安保理から明示的に授權されてはいないものの、安保理決議か安保理議長声明で支持を受けている活動である。このことは、アフリカ大陸における紛争管理のパートナーとして国連は信頼できないとみなした西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) を始めとするいくつかのアフリカの地域機構が、冷戦後に自ら PKO を主導し始めた動きを反映して

⁴ MINURSO、UNMIL、UNOCI、MINUSMA、MONUSCO、MINUSCA、UNAMID、UNMISS、UNISFA の合計数。

いる。最近ではアフリカ連合（AU）の創設以後、国連認定ミッションの数は減少し、主に国連安保理の授権を受けた AU および準地域レベルのミッションに取って代わられた。

表 2 アフリカにおける平和活動の数と種類（1947～2013年）

種類	活動数
国連主導	32 (36%)
国連授権	15 (17%)
国連認定	22 (24%)
国連関与なし	21 (23%)

命題 3：平和活動へのアフリカの貢献は 21 世紀に大幅に拡大した

1990年代には、アフリカの平和活動は ECOWAS を始めとする同大陸の各地域経済共同体（REC）によって実施されるのが普通であった。しかし、AU の創設に伴い、2004 年以降は国連主導ミッション外でのアフリカの貢献の大部分が REC ではなく AU の活動を通じてなされている（表 3 を参照）。具体的には、AU は現在までに 10 件の活動を実施しており、なかでも規模が大きいのは AU スーダン・ミッション（AMIS：ダルフル、2004～07年）、AU ソマリア・ミッション（AMISOM：ソマリア、2007年～）、アフリカ主導国際マリ支援ミッション（AFISMA：マリ、2013年）、アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション（MISCA：中央アフリカ、2013～14年）である。これらのミッションに対し、AU は兵員 4 万人以上、警察要員約 4,000 人、文民専門家 400 人以上の派遣を承認している。

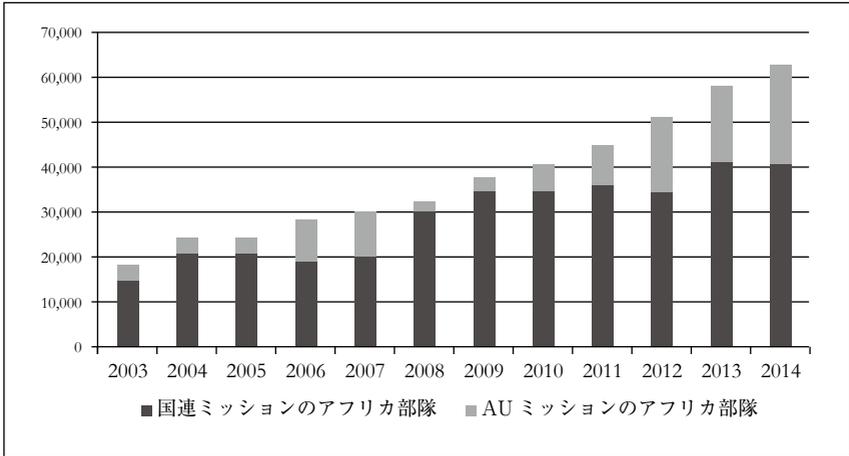
表3 アフリカ主導の平和活動(2004～14年)

ミッション	活動地	期間	規模 (最大時概数)	主な任務
ECOMICI (ECOWAS)	コートジボワール	2002-4	1,500	安定化
AMIB	ブルンジ	2003-4	3,250	平和構築
MIOC	コモロ	2004	41	監視
AMIS (UNAMID に引き継ぎ)	ダルフール	2004-7	約 7,700	平和維持・文民保護
ブルンジ特殊 タスクフォース	ブルンジ	2006-9	約 750	VIP 警護
AMISEC	コモロ	2006	1,260	選挙監視
AMISOM	ソマリア	2007-	22,126	体制支援
MAES	コモロ	2007-8	350	選挙支援
デモクラシー・ イン・コモロ作戦	コモロ	2008	1,350 (+コモロ軍 450)	平和強制
MICOPAX (ECCAS)	コンゴ民主共和国	2008-13	730	安定化
RCI-LRA (AU 承認)	中央アフリカ	2011-	約 5,000	LRA に対する 強制
MISSANG-GB (アンゴラ)	ギニアビサウ	2011-12	200	治安部門改革
ECOMIB (ECOWAS)	ギニアビサウ	2012-	629	治安部門改革
AFISMA	マリ	2012-13	9,620	平和強制・平和 構築
MISCA	中央アフリカ	2013-14	3,652	安定化・文民保 護・武装解除・ 動員解除・社会 復帰(DDR)

図3に示すとおり、2003年以降、アフリカ諸国が国連主導活動およびAUの活動に提供するPKO要員の数はともに増加している。2003年の2万人未満から、現在は過去最多の6万人以上となっている。

図3 国連およびAUミッションのアフリカ軍事・警察要員数(2003～14年)

[数値は各年7月31日現在。ただし2014年は8月31日現在]



しかしながら、この傾向には2つの重要な注意点がある。第1に、アフリカのPKO要員をそれぞれの活動地域に展開・維持するには、外部からの支援が重要であった。こうした支援は、各ミッションに関連する各種のアドホックな二国間・多国間支援パッケージや、アフリカの平和維持能力強化を目的とした長期にわたる「訓練・装備」(train and equip)プログラム⁵を通じて実施された。第2に、アフリカ諸国が提供する要員数は国によってかなりのばらつきがあり、アフリカPKO要員の大部分が11カ国余りから派遣されている⁶。この不均衡の原因は、1つには軍事・警察能力が国によって大きく異なること、また1つには各国政府の平和活動への政治的関与のレベルが一様でないことにある。

⁵ 例として、米国のグローバル平和活動イニシアティブ(GPOI)、フランスのアフリカ平和維持能力強化(RECAMP)プログラム、ノルウェーの「平和のための訓練」プログラム、英国の平和維持訓練支援プログラム、国連のAU能力構築10カ年プログラムなどがある。

⁶ 2003年以降のアフリカの主なPKO要員提供国は、ブルンジ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダである。

命題 4：欧州連合が共通防衛・安全保障政策の一環として、平和維持アクターとしての重要性を増している

2000年代には、欧州連合(EU)が新たな共通防衛・安全保障政策(CSDP)の枠組みの下で、アフリカにおける平和維持プレゼンスを大きく拡大した(表4参照)。EUのミッションは特にフランスとドイツの強力な支援を受け、コンゴ民主共和国(以下コンゴ)とチャド・中央アフリカを中心に展開した⁷。加えて、アフリカ平和ファシリティ(APF)を通じ、EUはアフリカの様々な平和・安全保障イニシアティブに資金援助を行う意志をより鮮明に示した。

表4 EUのアフリカでの平和活動(2003～14年)

ミッション	活動地	期間	規模 (最大時概数)	主な任務
アルテミス作戦(EU)	コンゴ	2003	1,500	平和強制・文民保護
EUPOL キンサシャ (EUPOL RD に 引き継ぎ)	コンゴ	2005-7	約 30	警察訓練
EUSEC コンゴ	コンゴ	2005-9	40	治安部門改革
AMIS 2 への EU 支援	スーダン	2005-8	100	技術支援
EUFOR RD	コンゴ(中央 アフリカ)	2006	約 1,250	平和強制
EUPOL RD	コンゴ	2007-9	39	SSR
EU SSR ギニアビサウ	ギニアビサウ	2008-10	33	SSR
EUFOR チャド・ 中央アフリカ	チャド・中央 アフリカ	2008-9	3,700	文民保護
EU 訓練ミッション	ウガンダ・ ソマリア	2010-	125	SSR
EU 訓練ミッション	マリ	2013-	580	SSR
EUFOR RCA	中央アフリカ	2014-	1,000	平和強制・文民 保護

⁷ たとえば次を参照。Gorm Rye Olsen, “The EU and Military Conflict Management in Africa: For the Good of Africa or Europe?” *International Peacekeeping*, 16:2 (2009): 245-260.

命題 6：パートナーシップ PKO がアフリカの標準となっている

21 世紀のアフリカにおける紛争管理の経験から得られた主要な教訓は、こうした課題にはどの組織やアクターも単独では対処できないということである。このため、パートナーシップ PKO、すなわち 2 つ以上の国際機構間の協働を伴う活動が標準となっている。アフリカ諸国が要員の大部分を提供し（いくつかの国連ミッションも含む）、他のアクターが資金、訓練、装備、兵站、計画の各面で意義のある形態の支援を提供するという分業制が出現している。現在のアフリカにおける主なパートナーシップには、国連と AU、EU と AU、AU と REC、およびアフリカの平和・安全保障関連組織と米国、フランス、ドイツ、英国、一部の北欧諸国との重要な相互関係がある。

問題

アフリカの平和活動が直面する主な課題は何であろうか。本節では、戦略レベルと運用レベルの両面における主な問題を分析する。重要な戦略面の課題は、政治戦略の策定と国際アクター間の調整、期待と対応能力とのギャップ、十分な持続可能かつ予測可能な財源の確保に関わる問題である。運用レベルでは、平和活動は部隊の活動を可能にするあるいはその効果を高める諸能力や文民面の能力が不十分である場合が多いこと、複雑かつ多次元的で、時に政治的に稚拙なマンデートの実施に苦慮すること、武力行使に関わる問題が頻繁に生じること、早期展開がほぼ恒常的な難題となっていることといった課題がある。

戦略と調整

アフリカにおける平和活動が直面する最も根本的な問題は、当該危機の原因に対処するための実行可能な戦略の策定と実施にあるといえるだろう。平和活動は、武力紛争の最悪の帰結をいくらか緩和できる手段ではあるが、それ自体はそもそも紛争解決のための政治戦略ではない。危機地域に平和活動を展開したからといって、危機の解決は保証されないのである。PKO 要員は、局所的で実践的な形で仲裁や紛争解決には従事できるものの、交戦勢力に政治的和解を強制す

る責任を負っているわけではない。むしろ平和活動は、当該危機の政治的解決の実現を目指す平和創出プロセスと並行して機能すべきものである。中国の国連代表が先頃述べたように、「PKOの展開そのものは目的ではない。政治的対話と、相違を解決するための包括的な協議、国民的和解の達成を通じてしか、効果的に暴力的紛争を食い止め、情勢を安定化させ、治安を回復することはできない」のである⁹。政治的和解にいたるための戦略がなければ、平和活動は相当に長い期間を無益に費やすことになりかねない。事実、カシミールやキプロス、中東、西サハラでは何十年もそのような状態が続いている。現在、同じ問題が中央アフリカ、コンゴ、マリ、スーダン、ソマリア、南スーダンで生じつつある、これらの地域では、平和プロセスが崩壊した（コンゴ、エリトリア・エチオピア、マリ、スーダン）か、もともと存在しなかった（中央アフリカ、ソマリア、南スーダン）ために、平和活動が実行可能な平和プロセスと連動していないのである。

平和活動は紛争解決のための戦略が往々にして欠けているのに加え、これに関連して、活動の展開に関わるアクター間の調整に関係する様々な問題にも悩まされている。最も広い意味でいえば、ここで関係するアクターとは、ミッションを授権・承認するアクター、ミッションに要員や資源を提供するアクター、および財源を提供するアクターである。諸国家や国際機構からは調整を求める声が常々聞かれるものの、調整によって各アクターの目標や優先事項、アプローチが変更されることになる場合、こうしたアクターが実際にその調整を受け入れることはまれにしかない。アフリカの場合、戦略的な調整についての議論は多くの変動要素を伴うが、その核心にあるのは、AU、アフリカのREC、国連、EU、および米国、フランス、英国などこれら諸機関との相互関係で鍵を握っている各国との関係である。

問題の一端は、調整とは決して純粋にテクニカルな行為ではなく、実は政治的なビジョンや優先事項の収束を図ることであるという点にある。このため、調整問題が異なるアクター間での平和活動に関する理念やドクトリンの相違を際立たせる結果になることがしばしばある。たとえば、同意、不偏性、最低限の武力行

⁹ Liu Jieyi, UN doc. S/PV.7275, 9 October 2014, p. 18.

使という3原則に基づく「平和維持」の概念を国連があくまで貫くのに対し、AUは、通常は停戦合意や和平合意の成立後、スポイラーの打倒によって和平をもたらす強制活動をも伴う「平和支援活動」(peace support operation)という、より広義の概念を標榜する¹⁰。また、問題のもう1つの側面は、数多くのアクターが関与する場合があることである。たとえば、1997年から2014年にかけて、中央アフリカには国連、中部アフリカ諸国経済共同体(ECCAS)、AU、EU、フランスが実施する14もの異なる平和活動が展開していた。一方、1つの活動に関与するアクターの数が増えるケースもある。この場合の最も複雑な例はAMISOMで、軍事・警察要員をAUから(ただし何年もエチオピア部隊と並存する必要があった)、兵站支援を国連から、要員の手当をEUから、その他の資金援助を自発的寄付の国連信託基金経由で、現場での訓練・指導をEU、エチオピア、ウガンダ、ジブチ、および米国の民間企業バンクロフト・グローバル・ディベロップメントから受けている。

期待と対応能力

アフリカの平和活動の多くは、いわゆる「能力・期待ギャップ」¹¹にも悩まされ続けている。この問題は以下のような様々な形で表出している。

- 授権された要員数と実際に展開される要員数との格差。多くのミッションでは授権された数に達するのに何カ月も、場合によっては何年もかかる¹²。
- ミッションに規定された活動所要と実際に展開される能力との格差。多くのミッションは、輸送、工兵、兵站、医療、情報収集、航空機(軍事および多用途)の各部隊に関係する不足に消耗させられている。

¹⁰ それぞれ次を参照。*United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines* (UN DPKO/DFS, 2008); Report of the Chairperson of the Commission on the Partnership between the AU and the UN on Peace and Security, *Towards Greater Strategic and Political Coherence* (AU doc. PSC/PR/2(CCCVII), 9 January 2012).

¹¹ クリストファー・ヒルがEU外交政策の文脈でこの用語を考案した。次を参照。Christopher Hill, "The Capability-Expectations Gap, or Conceptualizing Europe's International Role," *Journal of Common Market Studies*, 31:3 (1993): 305-28.

¹² AMIS, UNAMID, AMISOMなどで、この問題に関する違反が特に顕著である。

- ミッションが授権されてから実際に展開されるまでの大幅なタイムラグ。
- 現地や国際社会からの期待を PKO 要員の対応能力よりも過大にする曖昧で非現実的なマンデート。

マンデートと資源の一致というごく基本的なポイントを押さえる必要性は、平和維持の専門家が長年一貫して主張してきた原則である。この点が最も簡潔に表現されているのは、おそらくブラヒミ報告（2000 年）に力説されている「明確で信頼でき、十分な資源を伴う安保理マンデートが核心的に重要である」という一節であろう¹³。

このことを踏まえたとえで言えば、主に 2 種類の任務が、PKO 要員が合理的に達成できる範囲以上に（現地と国際社会の）期待を高めてしまう要因となってきた。それは、文民保護と SSR に関連する任務である。少なからぬ平和活動が効果的な SSR の達成に失敗している。その原因は、問題となっている戦争が終結する前に SSR の実施を求められた（特に顕著な例は南スーダン）か、政治的な利益誘導や縁故主義のシステムが残存しており、特定の体制や帰属集団ではなく国家に忠誠を尽くす職業的軍隊の構築がほぼ不可能である（特に顕著な例はコンゴとソマリア）かのいずれかである。文民保護に関しては、称賛すべき重要な目標ではあるが、現地の（当然ながら高い）期待に応えられないのが必定であれば、平和活動が相当な批判にさらされるという残念な結果を招くことになる。

経費の支払い

戦略レベルの課題の 3 つ目は、財源確保の問題である。この問題は機構によってあらわれ方が異なる。国連の場合、資金面の課題は概して年間予算の全体的なレベルと、他項目との比較から平和活動関連の支出を削減しようとする加盟国の思惑に係る。PKO 関連支出の削減を求める国連への圧力は、2008 年の国際的な金融危機以後に特に明白になり、それを機に、異なる調達・管理システムを活用するイニシアティブから単純に要員数や資源量をできる限り低く抑えるこ

¹³ *Report of the Panel on United Nations Peace Operations (The Brahimi Report)* (UN doc. A/55/305-S/2000/809, 21 August 2000), para. 6b.

とまで、各種の経費削減策が試みられるようになった。2008年金融危機の影響はEU内でも明白に表れている。

しかし、少なくとも国連とEUの場合、平和活動の財源を確保するためのシステムが機能している。この点はアフリカの諸機構には当てはまらない。AUもRECも、十分、柔軟かつ持続可能な活動財源を見つけることができていないのである。「アフリカ連合平和・安全保障理事会設立議定書」(2002年)は財源システムについて、初めの3カ月は派遣部隊を提供する加盟国がその参加費用を負担するが、AUがその費用を最大6カ月以内に各国に償還したうえで、その後の活動費を拠出すると定めている¹⁴。ところが、実際にはこのシステムが効果的に機能したことはなく、各活動でアドホックな財源確保の仕組みが作られる結果となっている。2008年後半にプロディ委員会が以下のように指摘したとおり、この状態は様々な点で問題がある。すなわち「予測不可能な財源に頼ることは、基本的な能力を揃えられる保証がなく、ひいては計画段階に想定されていた条件が満たされないおそれがあることを意味する。これが潜在的な部隊提供国(TCC)にとっての阻害要因として働き、各国は資源不足と見えるミッションへの貢献には(持続的な償還の保証もない場合は特に)当然ながら消極的になる」¹⁵。プロディ委員会はこの破たんしている現状に代わって、6カ月以内の期間に限り、国連PKO予算を国連授権のAU平和活動の支援に用いることを提言した。この場合、それぞれの決定はケースごとに国連安保理と総会の承認を得て行い、当該AUミッションは6カ月以内に国連管理下に移行するとしている。アフリカ地域による平和活動に同地域からの資金提供がないとなれば、アフリカ諸国政府はこれらのミッションに対してどこまで真の「オーナーシップ」を有するのか、あるいは、一部の主要な外部ドナーの意向が変わり、援助額が減ってしまった場合、どの程度の対応能力が現実的で持続可能なのかといった重大な疑問が浮上してくる。現在のところ、

¹⁴ この議定書は下記URLに掲載されている。http://www.au.int/en/sites/default/files/Protocol_peace_and_security.pdf.

¹⁵ *Report of the African Union–United Nations Panel on Modalities for Support to African Union Peacekeeping Operations* (UN doc. A/63/666-S/2008/813, 31 December 2008), para. 59.

地域内での資金拠出の拡大を目指すアフリカ自身によるイニシアティブは、いずれも実を結んでいない¹⁶。

マンデートの管理

西サハラ (MINURSO) やエリトリア・エチオピア紛争 (UNMEE) などわずかな例外を除き、アフリカの平和活動は複雑かつ多面的で、時に政治的に稚拙なマンデートの重圧に苦しんできた。こうしたマンデートには多くの場合、民主的統治制度を移植する試みや選挙監視、人権監視、文民保護、人道援助の確実な提供、治安と秩序の提供、法の支配の強化、武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR) と SSR プログラムの監視が含まれる。たとえば、最も新しい国連の活動である国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA) は、「物理的暴力の脅威からの」文民保護から、違法武器の押収や「国家権威の迅速な拡大」促進まで、27の「優先任務」と14の「追加任務」を実施するというマンデートを与えられている¹⁷。アフリカのPKO要員に求められていないほぼ唯一の任務が、1990年代にコンボやボスニア、東ティモールに設置された類の暫定行政の運営であることは注目に値する。いずれにせよ、インドの国連代表など多くの批判派から、マンデートが「あまりにも幅広く網羅的になりすぎている」と嘆く声が聞かれる¹⁸。

なかでも以下の4種類の問題は特に深刻であった。第1は、PKO要員が相矛盾する指示を与えられる場合があることである。たとえば、国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) はジョゼフ・カビラ大統領の政府に対する支援と国内の文民保護という任務を与えられていたが、国内の文民に対する犯罪のかなりの割合はコンゴ民主共和国軍 (FARDC) が犯していた。国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) も、特に2013年12月に南スーダンで内戦が勃発した後、同様のジレンマに陥った。

¹⁶ 具体的には、アフリカでの観光や航空旅行に課税するといった提案がある。次を参照。*Report of the High-Level Panel on Alternative Sources of Funding the African Union* (AU doc. EA10423, July 2013).

¹⁷ UN Security Council Resolution 2149 (10 April 2014).

¹⁸ UN doc. S.PV/6153 (Resumption 1), 29 June 2009, p. 13.

第2の問題は、国連安保理やその他の授権当局から提示される文書が概して明確さに欠け曖昧なことである。国連平和維持活動局（DPKO）担当の事務次長が2009年に述べたように、ミッションマンドートは「かつてなく複雑になっている」だけでなく、「与えられた任務のいくつかについては、それをどのように実施すべきかのコンセンサスが欠けたまま」である¹⁹。ある場合には、「あらゆる必要な措置」を講じてアクターを「援助」またはプロセスを「支援」というような曖昧な指示の文言に由来していた。またある場合には、比較的明確な文言を使っているにもかかわらず、そのマンドートを現場でどう解釈し実施するかについての見解が、各部隊・警察要員提供国によって異なっているのが明らかな場合もあった。

第3の問題は、紛争当事者が平和活動とそのマンドートの正当性を認めなかった場合に生じる。まず、反乱勢力が当該平和活動を拒否したケースがある。たとえばチャド・中央アフリカ EU 部隊（EUFOR）の場合、一部の反乱勢力は、デビ大統領の腐敗した専制的な体制に安定維持の名目で長期にわたり軍事支援を提供していたフランスと EU が密接な関係があることを理由に、EU 部隊の駐留を正当性がないものとみなした。他の事例では、国連やその他のアクターが、マリのイスラム・マグレブ諸国のアルカイダ（AQIM）、ソマリアのアル・シャバーブ、コンゴの3月23日運動（M-23）、中央アフリカのアンチ・バラカ、セレカなどの非国家武装集団と明示的に敵対している。

アフリカ諸国の政府が平和活動の正当性を認めなくなった場合も、この問題が別の形で生じる。たとえば、ブルンジ（2006年）、エリトリア（2008年）、チャド（2009年）の政権は国連平和活動への同意を撤回し、活動は終了を余儀なくされた。また、コンゴが2010年に国連に対して行ったように政府が同意撤回をちらつかせたり、2014年の南スーダンのようにミッションに対する不満をあらわにした事例もある。スーダンやコートジボワールの政府は、同意の継続を認める対価としてPKO要員の活動に大きな制約を課すという策に出た。ある分析ではこの事実から、PKO要員は「ダルフール・ライン」を超えてはならない、すなわち平和活動が受け

¹⁹ UN doc. S.PV/6153, 29 June 2009, p. 3.

入れ国の真の同意を得ていない場所に踏み込むべきではないと結論づけている²⁰。

第4の問題は、PKO 要員に求められる任務そのものの困難さに起因する。これは、特に資源が限られ、外部主導の概して非現実的なスケジュールが課された場合に特に顕著となる。なかでも最も困難な任務の1つは、いかにして文民を物理的に保護するかであろう²¹。アフリカの平和活動の多くは1990年代を通じて文民保護の諸問題に取り組んでいたが、アフリカで活動するすべての国連多機能 PKO のマンデートに何らかの文民保護の要素が明示的に盛り込まれたのは、1999年になってからである。2003年以降は、EU（コンゴ、中央アフリカ、チャド）と AU（ダルフール、中央アフリカ）も一部の活動に文民保護の任務を与えている。ただし忘れてならないのは、これらのマンデートには必ず様々な留保が付帯していることであり、通常は「展開地域」内の「差し迫った暴力の脅威に晒された」文民のみを保護することになっている。さらに、自分たちの部隊が具体的な保護任務を実行するのに十分な能力を備えているかどうかの判断は、たいてい——当然のことだが——現場の部隊指揮官に任せられる²²。根本的な問題は、たとえ十分な資源を備えた PKO 要員であっても、できることは限られるということである。「すべての人をすべてのものから保護する」ことはできないし、「『維持すべき平和』といえるものないまま活動したり、国家の全面的支援を受けた頑強な交戦勢力を阻止する」こともできないのである²³。

武力行使

もう1つの課題は、いつ、どのように武力を行使するかである。近年、アフリカの PKO 要員は、特定の非国家武装集団を標的にする場合に加え、文民保

²⁰ Bruce Jones, Richard Gowan, Jake Sherman et al., *Building on Brahimi: Peacekeeping in an Era of Strategic Uncertainty* (New York: Center on International Cooperation, April 2009), p. 12.

²¹ 詳しくは次を参照。Victoria Holt and Glyn Taylor with Max Kelly, *Protecting Civilians in the Context of UN Peacekeeping Operations* (New York: UN DPKO/OCHA, November 2009).

²² 詳しい分析については次を参照。Paul D. Williams, "Protection, Resilience and Empowerment: United Nations Peacekeeping and Violence against Civilians in Contemporary War Zones," *Politics*, 33:4 (2013): 287-98.

²³ Holt et al., *Protecting Civilians*, pp. 12, 211.

護²⁴、要人警護、自己防衛を含む様々な目的で武力を行使することを求められている。その一因は、特にソマリア、マリ、コンゴ、中央アフリカなど一部のミッションに、平和維持と虐殺防止、あるいは平和維持と対テロ・対反乱作戦の区別が曖昧なマンデートが与えられていることにある。しかしこの問題は、一部の武装非国家アクターが PKO 要員を和平プロセスの公平な調停者ではなく、敵対する戦闘員とみなす傾向が増していることにも関係する。その結果として、ソマリアやマリでの即席爆発装置 (IED) を用いた攻撃にみられるように、いくつかの活動地域において非対称的な攻撃が増えているのである。

ここから生じるのは、展開前訓練と現場での運用面における効果という双方の分野に関連した PKO の諸課題である。展開前訓練に関しては、国連その他の PKO 要員に対して、文民保護シナリオに伴う軍事的任務についての教育が始められたのはごく最近であり、対反乱・対テロ活動の訓練については、受けているとしても、それがどんな訓練なのかは明らかになっていない。AU も同様の課題を抱えている。たとえばウガンダやブルンジの百戦錬磨の部隊でも、ソマリアでの IED 対処や市街戦遂行についての野戦訓練をかなり広範囲に行う必要があった。AMISOM のアル・シャバーブとの戦闘や、コンゴでの M-23 反乱軍に対する介入旅団 (FIB) の作戦行動から新たに得られた教訓は、平和活動で効果的に武力が行使できるか否かは、関係する TCC が、危険を伴う積極的な作戦に参加する意志があるかどうかに大きく依存するということである²⁵。

²⁴ 国連 PKO 要員が文民保護の目的ではまれにしか武力を行使しないとの批判を受けていることは着目に値する。Report of the Office of Internal Oversight Services, *Evaluation of the Implementation and Results of Protection of Civilians Mandates in United Nations Peacekeeping Operations* (UN doc. A/68/787, 7 March 2014).

²⁵ 次を参照。Bronwyn E. Bruton and Paul D. Williams, *Counterinsurgency in Somalia: Lessons Learned from the African Union Mission in Somalia, 2007-2013* (US Joint Special Operations University Press, 2014); "UN Force Intervention Brigade against the M23" SOLLIMS Lesson #1307 at http://www.nust.edu.pk/INSTITUTIONS/Schools/NIPCONS/nipcons-institutions/CIPS/Download%20Section/SOLLIMS_Lsn_1307_UN_Force_Intervention_Brigade_%2820-Nov-2013%29.pdf.

早期展開

ここで最後に取り上げる課題は、早期展開の能力である。今後アフリカで予期しない危機が発生するとすれば、対応しようとするアクターや機関には何らかの形態の早期展開能力が必要である。2つの例外を除き、国連 PKO は授権された展開レベルに達するまでに何カ月もかかっている²⁶。例外は、比較的小規模で、多国籍待機軍国連活動用高度即応旅団 (SHIRBRIG) の部隊を活用した国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE) と、やはり比較的小規模で、ほぼ全体がエチオピアの部隊で構成され、隣国のスーダンに迅速に展開した国連アビエ暫定治安部隊 (UNISFA) である²⁷。

アフリカ主導の活動の場合、早期展開の問題は一層深刻なものになっている。2000年代前半以降、アフリカ待機軍 (ASF) の構成単位としての地域別待機旅団の編成に多くの議論が集中した²⁸。ASF 構想には、AU や REC が展開決定から14日以内に地上部隊を配置できる「早期展開能力」(RDC) を整備するとの提案が含まれていた。しかし、ASF も RDC も予定どおりに完全運用能力に達することができず、完了までのスケジュールは2010年から2015年に延期された。この遅れと、2012年にアフリカ諸国がマリの危機を食い止めるための部隊を早期展開できなかったことを受けて、AU は2013年初頭に「アフリカ即時危機対応能力」(ACIRC) 構想を発表した。ACIRC は、5,000名の要員プールの中からAU加盟国(単独または複数国)が主導する形で構成される、30日間持続可能な戦術レベルの戦闘群(1,500名規模)よりなっている。その目的は、安定化と平和強制ミッションの実施、テロ集団の無力化、AU加盟国への緊急支援の提供である。ASFの地域別待機部隊とは異なり、ACIRCは警察・文民要素のない純粋に軍事的な能力である。このACIRC構想をきっかけに、AUはRDC重視

²⁶ ただし、コンゴ民主共和国での MONUC の初期段階にみられたように、一部の事例では、展開が和平プロセスにおける政治的な段階目標の達成と連動していたことには留意する必要がある。

²⁷ 早期展開に関する世界の取り組みの現状については次を参照。H. Peter Langille, *Improving United Nations Capacity for Rapid Deployment* (IPI Providing for Peacekeeping Project, Thematic Study No. 8, 2014), at <http://www.providingforpeacekeeping.org/rapid-deployment/>.

²⁸ これらの旅団は後に、軍事要素だけでなく警察・文民要素も含まれる多次的な構成が反映されるように「待機部隊」(Standby Forces) と改称された。

の姿勢を持続すべきか、あるいは新たな ACIRC に重点を置くべきかをめぐる議論が起きた。やがて AU がうち出した妥協案は、ACIRC は ASF 構築における一時的で暫定的な一段階とみなすべきだというものである。いずれにしても、早期展開が可能になるのは、1) 行動の場所・時期・方法についての時宜を得た政治的合意、2) 十分な数の部隊と物資の準備、3) 活動地域への早期展開を確保するための兵站システムという3つの条件が満たされた場合に限られる。この点を踏まえ、米国が2014年8月、アフリカ6カ国(セネガル、ガーナ、エチオピア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ)の軍隊を支援する新たなイニシアティブを発表した。目的は、これらの諸国が「早期展開に即応できる部隊と装備」を維持し、「突発性の危機に対応するための国連または AU のミッションの一環として派遣する意志を表明」できるようにすることである。2015年度から3～5年にわたり、年間1億1,000万ドルの予算が充てられる²⁹。

見通し

アフリカにおける平和活動の効果を高めるにはどうすればよいのだろうか。そのためには、5つの主な領域で改革とさらなる努力が必要と考えられる。

第1に、AUと国連およびEUとのパートナーシップ強化を継続することである。私は別の場で、国連・AUパートナーシップに関する詳しい改革案を提案したことがある³⁰。しかし、この地域でのEUの役割が拡大していることから、これを3機関間の真の協力関係とするための一層の努力がなされなければならない。EUは2014～16年にAPFの下での次期資金援助(最大9億ユーロ³¹)を約束してい

²⁹ White House Factsheet, “US Support for Peacekeeping in Africa,” 6 August 2014, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/08/06/fact-sheet-us-support-peacekeeping-africa>.

³⁰ Arthur Boutellis and Paul D. Williams, *Peace Operations, the African Union, and the United Nations: Toward More Effective Partnerships* (International Peace Institute, April 2013), <http://www.ipinst.org/publication/policy-papers/detail/395-peace-operations-the-african-union-and-the-united-nations-toward-more-effective-partnerships.html>.

³¹ 次を参照。<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?!=EN&t=PDF&gc=true&sc=false&f=ST%2028269%202014%20INIT> and http://www.parlament.gv.at/PAKT/EU/XXV/EU/02/12/EU_21286/imfname_10457975.pdf, p. 15.

るが、計画立案や指揮統制メカニズムの面で AU・EU 間の連携を強化できないか、また APF の下での AU に対する軍事装備提供禁止のルールを解除すべきかについて議論が続いている。

第 2 に、アフリカ地域機構の財源問題に対する解決策を見つける必要がある。これは実のところ政治的な問題である。なぜなら、アフリカ各国政府は地域の平和活動資金を出せるだけの富を明らかに有しているにもかかわらず、それをアフリカの平和安全保障アーキテクチャーに投資しないという選択をしているからである。この投資が行われな限り、各国政府は外部の資源を引き寄せようとしているだけだとの批判が続くことになり、平和活動に対する真のアフリカの「オーナーシップ」が生まれることはないだろう。

第 3 に、種類の異なるミッション間、特に AU から国連の活動へのより円滑な移行に向けた取り組みが求められる³²。これを促進する方策としては、現場状況の技術的評価を共同で実施すること（それにより部隊活動のための所要条件に関する意見の一致が担保される）、円滑なローテーション・兵站支援・契約更新を図るための相互に合意可能なスケジュールを採用すること、AU 部隊が所有装備品と関連技能に関する国連ミッションの基準を満たすようにすることが考えられる。

第 4 に、ドクトリン策定と訓練に関しては大きく進歩したものの、PKO 要員の文民保護能力についてはなお改善が必要である。ある意味では、文民保護を PKO のマンデートに含めれば失敗につながることは避けられない。しかし、この任務を試みなければ、平和活動の正当性にも有効性にもさらに悪い影響が及ぶだろう。したがって、展開前に PKO 要員の適切な装備と十分な訓練を確保するための一層の努力が求められる。

最後に、平和活動が直面する最も根本的な問題は、多くの意味でその入口戦略に関係する。具体的には、平和活動はどのような状況下で展開すべきか、そして当該危機を解決するための効果的な戦略と活動を連動させるにはどうすればよいかということである。これは、これらのミッションを導く理念やドクトリンをめぐ

³² 過去には EU から国連への移行 (EUFOR チャド・中央アフリカから MINURCAT) や、REC から AU への移行 (MICEMA から AFISMA、MICOPAX から MISCA など) の例もある。

る政治的な問題である。平和活動が解決できる問題の種類に対する見方を改めるとともに、これらの活動の限界を認識し、平和活動によって世界で紛争を経験している国のすべての問題を解決することはできないのだと認めることが必要であろう。

付表 A アフリカにおける平和活動 (1947～2013年)

	国連主導	国連授權	国連認定	国連関与なし
参照番号	ミッション	活動地	期間	展開規模 (最大時の推定軍事・ 警察要員数)
1.	ONUC	コンゴ	1960-64	19,830
2.	国際ナイジェリア監視団 (OTN)	ナイジェリア	1968-70	6
3.	ソマリア監視軍	ウガンダ、 タンザニア	1972	不明
4.	インターアフリカ軍	ザイール	1978-79	2,645
5.	ナイジェリア平和維持軍	チャド	1979	800
6.	英連邦監視部隊(CMF)	ローデシア/ジンバ ブエ	1979-80	1,319
7.	OAU 平和維持部隊 1	チャド	1980	550
8.	OAU 平和維持部隊 2	チャド	1981-82	2,600
9.	MFO	エジプト (シナイ)	1982	2,600
10.	軍事監視団	ウガンダ	1985-86	不明
11.	ANAD 監視委員会	マリ、 ブルキナファソ	1986	16
12.	UNAVEM I	アンゴラ	1988-91	70
13.	UNTAG	ナミビア	1989-90	7,500
14.	ECOMOG	リベリア	1990-99	12,040
15.	JVC	モザンビーク	1990-92	30
16.	MINURSO	西サハラ	1991-	237
17.	OAU 西サハラ・ ミッション	西サハラ	1991-?	不明
18.	UNAVEM II	アンゴラ	1991-95	350
19.	OAU MOT	ルワンダ	1991	15

参照番号	ミッション	活動地	期間	展開規模 (最大時の推定軍事・ 警察要員数)
20.	OAU NMOG I	ルワンダ	1991-93	57
21.	ONUMOZ	モザンビーク	1992-94	8,125
22.	UNOSOM I	ソマリア	1992-93	4,270
23.	UNITAF	ソマリア	1992-93	37,000
24.	UNOMIL	リベリア	1993-97	303
25.	UNOMUR	ルワンダ	1993	81
26.	UNAMIR I	ルワンダ	1993-94	2,500
27.	UNOSOM II	ソマリア	1993-95	28,000
28.	OAU NMOG II	ルワンダ	1993	70
29.	OMIB	ブルンジ	1993-96	47
30.	UNASOG	チャド、リビア	1994	9
31.	UNAMIR II	ルワンダ	1994-96	5,500
32.	英連邦平和維持支援団 (CPAG)	南アフリカ	1994	33
33.	UNAVEM III	アンゴラ	1995-97	4,220
34.	MONUA	アンゴラ	1997-99	3,000
35.	MISAB	中央アフリカ	1997-98	1,100
36.	ECOMOG	シエラレオネ	1997-2000	14,000
37.	OMIC	コモロ	1997-98	20
38.	MINURCA	中央アフリカ	1998-2000	1,350
39.	UNOMSIL	シエラレオネ	1998-99	217
40.	ECOMOG	ギニアビサウ	1998-99	750
41.	MONUC -a	コンゴ	1999-2002	4,278
42.	UNAMSIL	シエラレオネ	1999-2005	17,670
43.	OAU 監視ミッション	コンゴ	1999-2000	43
44.	UNMEE	エチオピア、 エリトリア	2000-08	4,200
45.	OLMEE, AULMEE	エチオピア、 エリトリア	2000-08	43
46.	パリサー作戦 (英国)	シエラレオネ	2000	1,300
47.	バシリカ作戦、 シルクマン作戦 (英国)	シエラレオネ	2000-05	250
48.	SAPSD	ブルンジ	2001-09	754

参照番号	ミッション	活動地	期間	展開規模 (最大時の推定軍事・ 警察要員数)
49.	OMIC 2	コモロ	2001-02	14
50.	CEN-SAD	中央アフリカ	2001-02	300
51.	JMC および IMU	スーダン	2002-05	24
52.	ECOMICI	コートジボワール	2002-04	1,500
53.	リコルヌ作戦 (フランス)	コートジボワール	2002-	4,000
54.	FOMUC (CEMAC/ ECCAS)	中央アフリカ	2002-08	380
55.	OMIC 3	コモロ	2002	39
56.	MINUCI	コートジボワール	2003-04	76
57.	MONUC -b	コンゴ	2003-10	22,016
58.	ECOMIL	リベリア	2003	3,600
59.	UNMIL	リベリア	2003-	16,115
60.	アルテミス作戦/ IEMF	コンゴ	2003	2,205
61.	AMIB	ブルンジ	2003-04	3,250
62.	ONUB	ブルンジ	2004-06	5,770
63.	ONUCI	コートジボワール	2004-	10,954
64.	AMIS	スーダン	2004-07	7,700
65.	MIOC	コモロ	2004	41
66.	UNMIS	スーダン	2005-11	10,519
67.	EUSEC-CONGO	コンゴ	2005-	50
68.	AMIS 2 への EU 支援	スーダン	2005-07	50
69.	EUFOR-RD	コンゴ	2006	2,275
70.	AMISEC	コモロ	2006	1,260
71.	AMISOM	ソマリア	2007-	22,126
72.	MAES	コモロ	2007-08	356
73.	MINURCAT	チャド	2007-10	5,525
74.	デモクラシー・イン・コ モロ作戦 (AU)	コモロ	2008	1,800
75.	EUFOR チャド	チャド	2008-09	3,700
76.	UNAMID	スーダン	2008-	21,600

参照番号	ミッション	活動地	期間	展開規模 (最大時の推定軍事・警察要員数)
77.	MICOPAX	中央アフリカ	2008-13	730
78.	EU SSR	ギニアビサウ	2008-10	33
79.	MONUSCO	コンゴ	2010-	22,016
80.	EUTM ソマリア	ソマリア・ウガンダ	2010-	不明
81.	UNMISS	スーダン	2011-	7,900
82.	UNISFA	スーダン	2011-	4,250
83.	MISSANG-GB (アンゴラ)	ギニアビサウ	2011-12	200
84.	ECOMIB	ギニアビサウ	2012-	629
85.	AFISMA	マリ	2012-13	9,620
86.	セルヴァル作戦 (フランス)	マリ	2013-	4,000
87.	EUTM マリ	マリ	2013-	450
88.	MINUSMA	マリ	2013-	12,640
89.	サンガリ作戦 (フランス)	中央アフリカ	2013-	1,600
90.	MISCA	中央アフリカ	2013-	3,652

付表 B 戦争と平和活動 (1947 ~ 2013 年)

	戦争	発生年	強度 [#]	平和活動	平和活動名(展開年)
1.	エジプト(シナイ)	1955	3	有	UNEF I (1956)
2.	アルジェリア*	1961	3	無	
3.	エチオピア(1)	1962	3	無	
4.	スーダン(1)	1963	3	無	
5.	コンゴ民主共和国(1)	1964	3	有	ONUC (1960)
6.	チャド(1)	1965	3	有	ナイジェリア平和維持軍 (1979)
7.	南アフリカ	1966	3	有	CPAG (1994)
8.	ナイジェリア(1)	1967	3	有	OTN ナイジェリア (1967)
9.	ジンバブエ	1972	3	有	CMF (1979)
10.	ウガンダ(1)	1974	3	有	軍事監視団 (1985)
11.	モロッコ(西サハラ)	1975	3	有	MINURSO (1991), OAU 監視 ミッション (1991)
12.	アンゴラ(1)	1975	3	有	UNAVEM I (1988), UNAVEM II (1992)
13.	エチオピア(2)	1976	3	無	
14.	エチオピア(3)	1976	3	無	
15.	モザンビーク	1977	3	有	JVC (1990), ONUMOZ (1992)
16.	コンゴ(ザイール)(2)	1977	2	有	インターアフリカ軍 (1978)
17.	チャド(1)(リビア)	1978	2	有	OAU PKF I & II (1980), UNASOG (1994)
18.	ソマリア(1)	1981	3	無	
19.	スーダン(2)	1983	3	有	JMC/ IMU (2002), UNMIS (2005)
20.	リベリア(1)	1989	3	有	ECOMOG (1990), UNOMIL (1993)
21.	セネガル	1990	2	無	
22.	ルワンダ(1)	1990	3	有	OAU MOT/ NMOG I (1991), UNOMUR (1992), UNAMIR I (1993), OAU NMOG II (1993), UNAMIR II (1994)
23.	シエラレオネ(1)	1991	3	有	UNOMSIL (1998), UNAMSIL (1999), パリサー/バシリカ/シルクマ ン作戦 (2000)

	戦争	発生年	強度 [#]	平和活動	平和活動名(展開年)
24.	ブルンジ(1)	1991	3	有	OMIB(1993), SAPSD(2001), AMIB(2003), ONUB(2004)
25.	アルジェリア(2)	1991	3	無	
26.	ソマリア(2)	1991	3	有	UNOSOM I(1992), UNITAF(1992), UNOSOM II(1993)
27.	ウガンダ(2)	1994	3	無	
28.	コンゴ(ザイール)(3)	1996	3	無	
29.	ルワンダ(2)	1997	2	無	
30.	チャド(1)	1997	2	有	MINURCAT(2007), EUFORチャド(2008)
31.	コンゴ共和国	1997	3	無	
32.	コンゴ(4)	1998	3	有	MONUC-a(1999), OAU監視ミッション(1999), MONUC-b(2003), アルテミス作戦(2003), EUSEC/コンゴ(2005)
33.	ギニアビサウ	1998	3	有	ECOMOG(1998)
34.	エチオピア(4) (エリトリア)	1998	3	有	UNMEE(2000), OLMEE/AUMEE(1999)
35.	アンゴラ(2)	1998	3	有	MONUA(1997)
36.	リベリア(2)	2000	3	有	ECOMIL(2003), UNMIL(2003)
37.	コートジボワール	2002	3	有	ECOMICI(2002), リコルス作戦(2002), MINUCI(2003), UNOCI(2004)
38.	スーダン(3)	2003	3	有	AMIS(2004), AMIS IIへのEU支援(2005), UNAMID(2008)
39.	ナイジェリア(2)	2004	2	無	
40.	ソマリア(3)	2006	3	有	AMISOM(2007), EUTM(2010)
41.	コンゴ(キヴ地方)(5)	2006	2	有	MONUC-b(2003), MONUSCO(2010)
42.	スーダン(4)	2009	3	有	UNMIS(2005), EUFORチャド(2009), MINURCAT(2009)
43.	スーダン(南スーダン) (5)	2011	3	有	UNMISS(2011), UNISFA(2011)

	戦争	発生年	強度 #	平和活動	平和活動名 (展開年)
44.	リビア	2011	3	無	
45.	マリ	2012	3	有	AFISMA (2012), セルヴァル作戦 (2013), EUTM (2013), MINUSMA (2013)
46.	中央アフリカ	2013	3	有	サンガリ作戦 (2013), MISCA (2013)
47.	南スーダン	2013	2	有	UNMISS (2011)

注

以上のデータは次の資料の補遺 1 (Annex 1) に基づく。Harvard Strand, “Onset of Armed Conflict: A New List for the Period 1946-2004 with Applications,” University of Oslo and PRIO, at <http://www.prio.no/upload/983/Onset.pdf>. 筆者が基準に合致したその他の武力紛争を追加し、2005～13年の情報を更新することにより修正した。

* Strand, “Onset of Armed Conflict” では「フランス」に類別されている。

強度の指標:

2: 累積の戦闘関連死者数が 1,000 人

3: 単年の戦闘関連死者数が 1,000 人

除外: 累積の戦闘関連死者数が 1,000 人に達しない武力紛争